

## ■石川県8月大雨災害義援金

令和4年8月の大雨により、石川県内では人的な被害をはじめ家屋の浸水等の被害が発生し、複数の自治体で災害救助法が適用されました。

現在、この災害により被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行っています。

### ○義援金の名称

石川県8月大雨災害義援金

### ○受付期間

令和4年8月12日(金)から令和4年12月28日(水)まで  
(被災状況に応じて、受付期間を延長する場合があります。)

### ○義援金の受入れ

#### (1) 指定口座による受入れ

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
北國銀行	県庁支店	普通預金 024222	社会福祉法人石川県共同募金会 8月大雨災害義援金
ゆうちょ銀行	00110-8-731767		石川県共同募金会8月大雨災害義援金

※1 北國銀行各店からの窓口、ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は、手数料が免除されます。

※2 全国地方銀行協会加盟金融機関の窓口での振込・振替は、8月15日(月)から手数料が免除されます。(ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。)

※3 ゆうちょ銀行本・支店及び郵便局の窓口からの通常払込手数料は免除されます。

※4 上記以外の金融機関からの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。

#### (2) 現金書留による受入れ

(※石川県共同募金会から料金免除の取り扱い申請中です。)

#### (3) 本会窓口による受入れ

輪島市共同募金委員会事務局(輪島市河井町 13-120-1 輪島市社会福祉協議会内)  
月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの間(祝日を除く)

### ○義援金の配分

お預かりした義援金は、関係団体等で構成される石川県災害義援金配分委員会により配分基準等を決定し、市町を通じて被災者の皆様にお届けします。

### ○義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。確定申告に際しては、金融機関から受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

### ○その他

- ・災害義援金のみの受入れとなり、救援物資・物品等の取り扱いは行いません。
- ・詳しくは[石川県8月大雨災害義援金募集要綱\[初版\]](#)をご覧ください。

### <各義援金の税制優遇措置について>

各被災県共同募金会及び中央共同募金会の口座にお寄せいただいた義援金は、税制上の優遇措置の対象(地方公共団体に対する寄附金に該当)となります。

振込により寄付をされた場合、確定申告時に下記の書類の添付が必要になります。

- ①「銀行振込の際の振込票の控え」…領収書の代わりとなります。
- ②上記に掲載している義援金の「募集要綱」…振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることを確認する為。